

保存期間長期

通達乙警第648号

平成29年4月24日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

犯罪被害者等早期援助団体との連携要領の制定について

本県では、これまで、犯罪被害者等早期援助団体との連携要領（平成27年4月14日付け通達乙県セ第197号別添）により犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、犯罪被害後の早期の段階から犯罪被害者等早期援助団体と連携して支援を行ってきたところであるが、このたびの組織改編等に伴い、同要領の一部を改め、別添のとおり新たに制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、犯罪被害者等早期援助団体との連携要領の制定について（平成27年4月14日付け通達乙県セ第197号）は、廃止する。

別添

犯罪被害者等早期援助団体との連携要領

第1 目的

この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報の取扱い等について必要な事項を定め、もって被害者支援の適正かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

1 早期援助団体

法第23条第1項の規定に基づき、公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた団体をいう。

2 被害者等

法第2条第3項に規定する犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。

3 犯罪被害等

法第2条第2項に規定する犯罪被害及び被害者等が受けた心身の被害をいう。

4 被害者情報

法第23条第4項の規定により、被害者支援に関する所属長（以下「所属長」という。）が、早期援助団体に提供する被害者等の氏名、住所及び連絡先並びに被害者等が受けた犯罪被害等の概要に関する情報をいう。

5 情報受理担当者

早期援助団体において被害者情報を取り扱うことができる情報管理責任者又は情報管理副責任者に指定された者をいう。

第3 体制及び任務

1 総括責任者

(1) 警察本部に総括責任者を置き、警務部警務課長をもって充てる。

(2) 総括責任者は、早期援助団体に提供する被害者情報の取扱いについての管理及び運用に関する事務を総括する。

2 総括副責任者

- (1) 警察本部に総括副責任者を置き、警務部警務課犯罪被害者支援室長をもって充てる。
- (2) 総括副責任者は、総括責任者の指揮を受け、早期援助団体に提供する被害者情報の管理及び早期援助団体との連絡に必要な調整を行う。

3 本部情報提供担当者

- (1) 警察本部に本部情報提供担当者を置き、警務部警務課犯罪被害者支援室補佐をもって充てる。
- (2) 本部情報提供担当者は、総括副責任者の指揮を受け、4に定める所属情報提供担当者、早期援助団体の情報管理責任者及び他の都道府県警察本部被害者支援担当部門の担当者（以下「他県警犯罪被害者支援担当者」という。）と連携し、被害者情報の提供、受理、相互の連絡等を適切かつ迅速に行なうことができるよう総合的な連絡調整を行う。

4 所属情報提供担当者

それぞれの事件・事故等において、これを主管する捜査主任官又は所属長が指名する警部補以上の階級にある者で、本部情報提供担当者と連携の上、早期援助団体に対する被害者情報の提供及び連絡等に当たる者をいう。

第4 情報提供の対象となる犯罪被害等

犯罪被害等その他事件の内容や被害者等の置かれた状況を踏まえ、早期援助団体に支援させることが適當であると所属長が認めたものをいう。

第5 早期援助団体に対する被害者情報の提供

1 情報提供の要件

所属長は、第4に定める犯罪被害等を認めた場合は、法第23条第4項の規定に基づき、被害者等の同意を得て、早期援助団体に対し、支援に必要な被害者情報を提供することができる。

2 提供する被害者情報の内容

早期援助団体に提供する被害者情報の内容は、早期援助団体と被害者等の連絡を容易にし、各支援活動が円滑に行われ、かつ、被害者等が被害の内容を繰り返し説明することを避けるため、真に必要なものに限ることとし、具体的には、次

に掲げる事項とする。

- 被害者等の氏名、住所、性別、生年月日、連絡先等
- 犯罪被害等の概要（犯罪被害の発生日時、場所、被害の概要等）
- 被害者等が要請する支援の内容

3 被害者情報の提供に伴う被害者等への説明

所属長は、早期援助団体に被害者情報を提供しようとする場合には、被害者等の同意を得る際に、被害者等に対し次に掲げる事項を確実に説明する。

この場合において、被害者等が未成年又は適切な判断が下せない状態にある者（以下「未成年者等」という。）であるときには、法定代理人（親権者等）にも説明しなければならない。

- (1) 早期援助団体は、公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法律により役員及び職員に守秘義務が課せられていること。
- (2) 早期援助団体が提供している支援の具体的な内容に関すること。
- (3) 早期援助団体に対する被害者情報の提供は、被害者等が被害の概要を繰り返し説明することの精神的負担の軽減を図るとともに、早期援助団体が被害者等に対する支援の内容や体制等を判断するために必要であること。

4 被害者等からの同意の確保

所属長は、被害者等から次の方法により同意の確認を行うこと。

- (1) 被害者等に対し同意書（別記様式1）の提出を求めるこことし、被害者等が未成年者等の場合には、法定代理人（親権者等）から同意書の提出を求めるここと。

なお、同意書を提出することが困難と認められるときは、口頭による同意であっても差し支えないが、その場合は、同意を得た経過を確実に記録化すること。

- (2) 同一の被害者等に関する被害者情報を2度以上にわたり提供する場合も、その都度、確実に被害者等の同意を得ること。

5 情報提供の具体的要領

- (1) 被害者等情報提供簿の作成

所属情報提供担当者は、被害者等から早期援助団体に対する被害者情報の

提供に対する同意があった場合は、被害者等情報提供簿（別記様式2）に必要事項を記載し、被害者情報を提供することについて所属長の承認を受けること。

(2) 同意書及び被害者等情報提供簿の送付

所属情報提供担当者は、被害者情報の提供に関する所属長の承認を受けた後、速やかに警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）を経由して総括責任者に同意書及び被害者等情報提供簿の写しを送付すること。

(3) 早期援助団体への被害者情報の提供

総括責任者は、送付を受けた被害者等情報提供簿の内容を審査した上、速やかに早期援助団体の情報受理担当者に対し、被害者等情報提供簿の写しにより情報提供を行うこと。また、他の都道府県警察から提供を受けた被害者情報についても同様とすること。

(4) 被害者等情報提供簿等の管理

総括責任者は、被害者等情報提供管理票（支援室用）（別記様式3）に整理番号を付して受理状況等を記載し、被害者等情報提供簿等の写しの受理及び送付の管理を行うこと。

所属長は、被害者等情報提供管理票（所属用）（別記様式4）により被害者等情報提供簿等を管理し、被害者等情報提供簿の整理番号は総括責任者が管理する被害者等情報提供管理票（支援室用）に付された整理番号を記載すること。

なお、これら被害者等情報提供簿等の保存期間は3年とする。

6 適正かつ効果的な情報提供

所属長は、被害者支援に係る警察職員に対し、早期援助団体を始めとする犯罪被害者支援団体の役割、支援活動と併せて、早期援助団体に行う情報提供制度の意義及び重要性の周知を図り、個々の事案ごとの支援の必要性と被害者等の心情を反映した上で、早期援助団体に対する適正かつ効果的な情報提供が行われるよう配意すること。

第6 他の都道府県の早期援助団体に対する被害者情報の提供

所属長は、他の都道府県の早期援助団体に情報を提供する場合は、第5に定める

手続のほか、総括責任者を通じて他県警犯罪被害者支援担当者と協力・連携し、当該早期援助団体が提供できる支援の具体的な内容等を確認し、被害者等に必要な説明を行うこと。

第7 早期援助団体における支援状況の把握等

1 支援状況等の確認

所属長は、本部情報提供担当者を通じて被害者等への支援状況等の確認に努め、その都度、被害者等情報提供簿の援助団体の支援の経過欄にその内容を確實に記載すること。

なお、支援状況の確認を行う場合は、早期援助団体に過度の事務負担をかけることのないよう十分配慮すること。

2 他都道府県警察からの被害者情報に基づく支援状況の把握

総括責任者は、早期援助団体が他都道府県警察から被害者情報の提供を受けた場合は、その内容及び支援状況の把握に努め、必要な協力をすること。

第8 早期援助団体に対する協力

所属長は、早期援助団体の相談業務等の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について配慮すること。

- 警察職員の派遣等による犯罪被害給付制度の説明
- 犯罪被害者等給付金申請補助を行う上での留意点の教示
- 防犯グッズ等に関する知識又は技術の提供
- 早期援助団体が行う行事の後援
- 早期援助団体が行う研修への警察職員の派遣
- 早期援助団体が作成するパンフレットの警察署等への備付け
- 警察の広報紙等への早期援助団体についての掲載
- 警察施設の利用

第9 報告

所属長は、次の事項について、速やかに総括責任者を経由して警察本部長に報告すること。

1 被害者情報を提供した早期援助団体から、支援に関する協力要請があったとき、又は支援活動終了の連絡を受理したとき。

- 2 被害者情報を提供した早期援助団体から、被害者等の支援を他の機関・団体等に引き継ぐため、警察が提供した被害者情報を他の機関・団体等に提供したい旨の相談等があったとき。
- 3 早期援助団体の支援に対して被害者等からの謝意又は苦情等を把握したとき。
- 4 早期援助団体から、被害者支援等に関する知識又は技術の提供等の便宜の供与等の要請があったとき。
- 5 その他、早期援助団体が行う被害者支援に関して参考となる事項等を把握したとき。

第10 その他

この要領の実施に関して疑義等が生じた場合は、総括責任者と協議した上で措置すること。

別記様式1

同 意 書

私は、この度の 事件の被害に関し、必要な支援を
いただくために、(早期援助団体名を記載) に対
して、私に関する情報及び被害に関する情報を提供することに同意
します。

年 月 日

殿

住所 _____

氏名 _____

法定代理人 住所 _____

続柄 _____ 氏名 _____

別記様式2

被害者等情報提供簿							
連絡日時		年月日()午前・後 時分					
所属番号		整理番号		取扱所属名			
所 属 情報提供担当者		課 職 電話	氏名 — —		(内線)		
被 害 者 等 の 氏名及び連絡先		住 所					
		氏 名		年齢		性別	
		連絡先					
犯 罪 被 害 の 概 要	発生の日時						
	発生の場所						
	被害の概要						
被害者等が要請 する支援の内容							
参考事項							
援 助 団 体 の 支 援 の 経 過							

※ 「参考事項」欄には、警察において既に行った支援の内容などの参考事項を記載すること。

(補助用紙)

被害者等氏名

援助団体の 支援の経過

別記様式3

被害者等情報提供管理票（支援室用）

(年)

整理番号	所属名	被害者等氏名	受理状況			送付状況			備 考
			所 属 送付者	受 理 年 月 日	支 援 室 受 理 者	支 援 室 送 付 者	送 付 年 月 日	援 助 团 体 受 理 者	
				年 月 日			年 月 日		
				年 月 日			年 月 日		
				年 月 日			年 月 日		
				年 月 日			年 月 日		
				年 月 日			年 月 日		
				年 月 日			年 月 日		
				年 月 日			年 月 日		

※ 他都道府県の早期援助団体に情報提供する場合は、備考欄に都道府県名と早期援助団体名を記載すること。

※ 早期援助団体に要請する支援の概要を備考欄に記載すること。

別記様式4

被害者等情報提供管理票（所属用）

(年 : 所属名)